



発行所  
 一般社団法人神奈川青色申告会  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 2-9-111 特ビル2F  
 TEL 045-433-5221  
 FAX 045-433-8403  
 URL: <https://kanagawa-aiiro.com/>

(一社)神奈川青色申告会

家賃収入があるんだけど？

記帳？決算？  
一体何をしたらいいの？

青色申告のメリットって？

消費税の区分経理って  
どう記帳すればいい？



お困りの時は…

### 入会者をご紹介ください！

ご近所、お知り合いの方、最近開業した方等、申告・記帳等でお悩みの方がいらっしゃいましたら是非ご紹介いただけますようお願いいたします。

紹介者にはQUOカード1,000円プレゼント!! (短期で退会される会員は除く)

## 青色申告会は個人事業者の皆さまを幅広くサポートします!

### 記帳・決算サポート

- 開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算の仕方まで、全力でサポートいたします。
- 源泉徴収や年末調整、パソコン会計もしっかりフォロー。

### 研修会・説明会

- 複式簿記、税に関する研修会や説明会等を開催しています。

### 国の記帳指導

- 国が納税者向けに実施をする記帳指導業務を受託しています。青色申告会の記帳指導実績と信頼の証明です。

### e-Tax送信サポート

- 青色申告会は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています!

### 会員福利厚生

- 小規模企業共済制度など、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。
- 旅行やレクリエーションを開催しています。
- 労働保険事務代行、生活習慣病検診、各種優待サービス等。

### 税制改正運動

- 国税や地方税制について、個人事業者の立場から要望しています。

### 融資制度の紹介

- 日本政策金融公庫等、低金利でお得な融資制度を紹介いたします。

### 無料法律・税務相談

- 複雑な税務相談、法律上の問題点について専門家による相談を受けられます。

記帳確認・ご不明な点のご相談は年内お早めに!

本年も早いもので残り4か月となりました。会員の皆様におかれましては帳簿の記帳は順調にお進みでしょうか。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況を踏まえ来年の令和2年分の確定申告指導会に向けて少しでも三密を避けるために、皆様が集計・決算申告書の基礎資料などわかるところの事前準備をしていただきますようご協力願う次第です。

つきましては9月から行っております記帳確認指導会を有効に利用していただき、特に次のような方は是非ご相談にお越しください。

- ・新たに開業された方や青色申告をはじめで行う方
- ・10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を入れ替え又は新たに取得した方
- ・合計残高試算表が合わない方
- ・わからない取引がある方
- ・税制改正点を確認したい方
- ・例年確定申告時期に一度の来所で済まない方

◎確定申告指導会では記帳指導は行いませんので記帳をはじめ、ご不明な点は年内に解消しましょう。

横浜市からのお知らせ

市税の納付方法について【令和2年4月1日より納付手段が増えました！！】

令和2年4月1日より  
利用開始

○クレジット納税 ※税額に応じたシステム利用料がかかります。

○スマホ決済（LINE Pay, PayPay, PayB に対応）

○口座振替納税 ○金融機関窓口での納付 ○コンビニエンス・ストアでの納付 ○ペイジー納付 ○共通納税システム  
納付方法の詳細は、[横浜市のホームページ](#)をご確認ください。

横浜市税 納付方法

検索

※ご注意

- ・口座振替、ペイジー納付、クレジット納税で納付した場合は、**領収証書が発行されません**（領収証書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンス・ストアで納付してください）。
- ・金融機関又はコンビニエンス・ストアで、クレジットカードやアプリを提示して納税することはできません。
- ・口座振替からクレジット納税等へ変更される場合は、口座振替を解約していただく必要があります。

電子申告・電子納税サービス(eLTAX)について

**給与支払報告書の提出については、「すべての地方公共団体」で電子申告をご利用いただけます。**

電子申告では、複数の地方公共団体への申告を、まとめて1回のデータ送信で行うことができます。

給与支払報告書については、すべての地方公共団体で電子申告による提出が可能です。

また、PCdesk を用いて「給与支払報告書」と「源泉徴収票」を一括作成し、各市町村と税務署にそれぞれ提出することが可能です。

**地方税共通納税システムをぜひご利用ください！**「地方税共通納税システム」では一度の納付手続きで複数の地方公共団体に納付ができます。  
全地方公共団体へ電子納税が可能になるため、大変便利です！

※イメージ図



納税できる税金の種類は次のとおりです。詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

- ①法人都道府県民税      ②法人事業税      ③地方法人特別税
- ④法人市町村民税      ⑤事業所税      ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

eLTAX 全般に関する利用手続の詳細は…eLTAX ヘルプデスク

電話：0570-081459（ハイシンコク）

上記の番号が繋がらない場合：03-5500-7010 受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始は除く。）

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

**【新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する市税の猶予制度】**

新型コロナウイルスの影響により、納税が困難な方を対象とした徴収猶予の「特例制度」の申請を受け付けています。また、その他猶予制度（新型コロナウイルス感染症関連）もあります。

徴収猶予の「特例制度」の申請は猶予する市税の納期限までに申請書をご提出ください。

詳しい制度の内容は本市ホームページをご覧ください。

横浜市税 コロナ 猶予

検索

# 神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.30)

令和2年分の所得税確定申告から、

「寡婦控除」が「ひとり親控除」(創設)  
「寡婦控除」(見直し)

## ○ 概要

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、次の改正が行われました。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、男女同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用
- ② ①以外の寡婦については、引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下)を設定

## ○ 要件等

		ひとり親	寡婦(ひとり親に該当する方を除く)
対象となる方		○現に婚姻されていない方 ○配偶者の生死が不明な方 (一定の場合に限ります。)	○夫と死別又は離婚された方(※) ○夫の生死が不明な方 (一定の場合に限ります。)
要件	扶養要件	○総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること	《夫と離婚された方の場合》 ○扶養親族を有していること (扶養控除の対象となる扶養親族に限ります。)
	その他の要件	○合計所得金額が500万円以下であること ○住民票の記載について次のいずれかに該当すること ①あなたが住民票に世帯主と記載されている場合 あなたと同一の世帯に属する方に係る住民票に世帯主の続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた方がいないこと ②あなたが住民票に世帯主と記載されていない場合 あなたの住民票に世帯主の続柄として、未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載された方がいないこと	
控除額		35万円	27万円

※ その年の12月31日の現況において婚姻されていない場合に限ります。

弁護士・税理士による

## 無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)

- 日 程 10月 6日(火)
  - 会場 本部事務局 3F
  - 相談受付時間 13時～15時
  - 予約電話番号 045-433-5221
- ※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

## 港北出張所開設日(月曜日開設)

- 開設日(予約制)  
10月 5日(月)・12月・19日(月)  
26日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 予約電話番号 045-433-5221

**行事中止のお知らせ**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会員研修旅行、女性部バス研修旅行、税のセミナー「青色塾」、青年部異業種交流会、ポウリング大会は中止といたしました。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

**会のお知らせ**

27日	職員研修会	理事會・青色全体役員會
25日	事務局夏季休暇	
11日～14日	事務局長會議	會長・副會長會議
8月4日	無料法律・税務相談會	
22日	八者會定例会	
7日	無料税務相談會	県連理事會 (web)
7月1～10日	源泉指導會	

## 家賃支援給付金って 何？

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。

**給付対象者**

2020年5月～12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、事業継続を支援するために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する**家賃支援給付金**を申請できます。

- 1 いずれか3か月の売上が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**
- 2 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

### 【給付額】

個人事業者 **最大300万円**を一括で支給します。

### 給付額の算定方法

申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに一定の計算式で算定した月額給付額の6倍

### 【申請方法】

申請は電子(オンライン)申請のみで受け付けます。パソコンからでも、スマートフォンからでも、簡単にできます。

[「家賃支援給付金」で検索](#)

ご自身で電子申請を行うことが困難な方は申請サポート会場をご利用ください。

家賃支援給付金申請サポート会場電話予約窓口

フリーダイヤル 0120-150-413

受付:9時～18時

平日夜間、土・日曜も申請できます。 横浜市  
**マイナンバーカード臨時申請窓口がオープンしました！**

マイナンバーカードを初めて申請する市民を対象とした、マイナンバーカード臨時申請窓口がオープンしました。できたカードは自宅に郵送※します。受取も便利です。  
※申請者の住民登録地宛てに本人限定受取郵便で郵送します。

住所:横浜市西区北幸1丁目6-1 横浜ファーストビル15階  
横浜駅西口徒歩3分

開所時間:〈月・火・金〉12時から19時30分  
〈土・日〉9時から17時

※水・木・第3土曜の翌日曜、祝休日、年末年始は休業

窓口に持参するもの:

- ・通知カード(申請時に回収します)
  - ・本人確認書類2点(運転免許証と健康保険証など)
  - ・住民基本台帳カード(持っている場合)
- ※本人確認書類など、詳しくはウェブページを確認してください。

[横浜市臨時申請窓口](#)で検索

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

フリーダイヤル0120-769-706

月～金8時30分～20時・土日祝休日9時～17時30分

